

平成 26 年度高分子学会北陸支部優秀研究賞候補者の募集

高分子学会北陸支部優秀研究賞表彰規定に基づき、平成 26 年度「高分子学会北陸支部優秀研究賞」候補者を下記の通り募集致します。奮ってご応募下さい。

1. 応募資格

- (1) 高分子学会における正会員あるいは賛助会員の推薦を必要とします。
- (2) 第 63 回高分子学会北陸支部研究発表会において、「高分子化学部門」、「高分子構造・高分子物理部門」、「高分子機能部門」においてそれぞれ優秀な研究発表を行った学生が、各部門で 1 名ずつ、合計 3 名、選出されます。ポストドクターと研究生ならびに本優秀研究賞をすでに受賞された者は対象外です。

2. 応募方法

第 63 回高分子学会北陸支部研究発表会の研究発表申込時に、本賞への応募を申し込み下さい。
〔第 63 回高分子学会北陸支部研究発表会のお知らせ〕(<http://www2.spsj.or.jp/hokuriku/?p=53>) をご覧ください。)

3. 提出書類

第 63 回高分子学会北陸支部研究発表会の要旨原稿提出時に、「高分子学会北陸支部優秀研究賞」候補者申請書を提出して下さい。

候補者申請書は、研究発表申込への返信メールでお送りいたします。

4. 審査・決定

- (1) 各部門において 4 名、合計 12 名からなる高分子学会北陸支部優秀研究賞選考委員会（同選考委員会）が審査を行います。
- (2) 選考実行委員会で候補者申請書をもとに予備選考を行い、各部門の研究発表数をおよそ 8~10 件程度に、合計 24~30 件程度に予備選考します。
- (3) 予備選考通過者が行う北陸支部研究発表会での研究発表を同選考委員会が審査・選考して、高分子学会北陸支部幹事会で決定します。

5. 表彰

第 63 回高分子学会北陸支部研究発表会の特別講演会場または懇親会会場において賞状と副賞を贈ります。

6. その他

受賞の決定は高分子学会北陸支部研究発表会会場の公式掲示板に掲示し、特別講演会場または懇親会会場において賞状と副賞を贈ります。

高分子学会北陸支部優秀研究賞

(総則)

第1条 高分子学会における正会員あるいは賛助会員が推薦する学生が、高分子学会北陸支部研究発表会において優秀な研究発表を行ったと認められるとき、高分子学会北陸支部が推薦された学生を表彰する。

第2条 表彰は高分子学会北陸支部優秀研究賞を授与して行う。

第3条 北陸支部研究発表会の高分子化学部門と高分子構造・高分子物理部門と高分子機能部門において発表された研究から各1件を選考する。

第4条 賞の選考については、高分子学会北陸支部優秀研究賞選考委員会（同選考委員会）が行う。

(1) 同選考委員会は、賞の応募要項を決定するとともに、表彰事業全般の運営に当たる。

(2) 同選考委員会は、賞の選考を行い、その結果を高分子学会北陸支部理事会に報告する。

(応募の手続き)

第5条 応募者は、一定の様式による申請書1部を同選考委員会に提出する。

(賞の決定、表彰の時期、方法)

第6条 高分子学会北陸支部優秀研究賞は、同選考委員会の報告に基づき、高分子学会北陸支部理事会において決定し、高分子学会北陸支部研究発表会において賞状と副賞を授与して表彰する。

(運営の細則について)

第7条 高分子学会北陸支部優秀研究賞の表彰に関する細目については、同選考委員会で審議し、運営に当たる。

付則

本規定は、平成20年6月14日より実施する。

平成 26 年度高分子学会北陸支部優秀研究賞の実施細目

平成 26 年度「高分子学会北陸支部優秀研究賞」の実施細目は下記の通りです。

1. 応募と予備選考の細目

- (1) 推薦者は、所属研究室から 1 名程度の候補者を、候補者申請書によって推薦できる。ただし、多くの学生が所属している研究室の場合はこの限りではない。
- (2) 候補者申請書をもとに、選考委員会にて予備選考を実施するが、各研究室からおよそ 1 名程度を選考できる。予備選考の結果は公表しない。

2. 「高分子学会北陸支部優秀研究賞」選考委員会（同選考委員会）の細目

- (1) 同選考委員会は支部研究発表会開催県からの 3 名の選考実行委員と、それ以外の各県からそれぞれ 3 名の選考委員の、合計 12 名の選考委員からなる。
- (2) 3 名の選考実行委員からなる組織を選考実行委員会とする。
- (3) 選考実行委員会は「高分子学会北陸支部優秀研究賞」の会告、推薦申請書の取りまとめ、予備選考、審査・選考の発表プログラム作成の各々の事前業務を行う。
- (4) 総則第 3 条の各部門の審査・選考は、研究発表会の 1 日目に 1 名の選考実行委員と 3 名の選考委員から成る部門小委員会で取り行う。
- (5) 審査・選考基準は以下の通りとする。(i)研究目的と結果が統一的に整理されているか、(ii)質疑を理解し適切に応答したか、(iii)表現力・発表技術が高く、内容が分かりやすかったか。これら 3 項目について 5 点、4 点、3 点、2 点、1 点の評価を、平均点が 3 点になるように、各々の選考委員が採点し、それらの合計値で優秀研究賞を判定する。
- (6) 審査・選考結果に関しては、各部門の優秀研究賞受賞者を発表し、予備選考の結果も含めてそれ以外の結果は公表しない。

3. 表彰の細目

- (1) 各部門の優秀研究賞受賞者は高分子学会北陸支部研究発表会懇親会に招待する。
- (2) 副賞は一人 5,000 円の図書券とする。